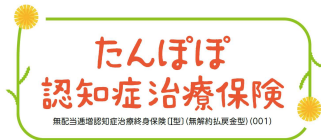


平成 30 年 9 月 28 日

各 位

太陽生命保険株式会社  
代表取締役社長 田中 勝英  
東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号

## 太陽生命 近畿ろうきん と窓販提携



と まごころの贈り物 の販売を開始  
無配当生存給付金付特別終身保険

T&D保険グループの太陽生命保険株式会社（社長 田中勝英）は、平成 30 年 10 月 1 日より、近畿ろうきん（近畿労働金庫）と窓販提携を行い、「たんぽぽ認知症治療保険」（正式名称：無配当増額認知症治療終身保険 [I 型]（無解約払戻金型）(001)）と「まごころの贈り物」（正式名称：無配当生存給付金付特別終身保険）の販売を開始しますのでお知らせいたします。

### 1. 『たんぽぽ認知症治療保険』の特長

#### 特長 1 器質性の認知症（※）を保障します。

- ・器質性の認知症により、「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなり、その状態が 180 日継続したときに一時金をお支払いします。

※器質性の認知症とは、脳の組織の変化による病気です。

例)アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症 など

#### 特長 2 お手頃な保険料でご加入いただけます。

- ・毎月の保険料が 500 円台からご加入いただけます。

（年齢や性別によってはお取扱いできない場合があります。）

「たんぽぽ認知症治療保険」の詳細についてはこちらをご参照ください。

[https://www.taiyo-seimei.co.jp/lineup/banking/dementia\\_insurance/t\\_kinki\\_rokin.html](https://www.taiyo-seimei.co.jp/lineup/banking/dementia_insurance/t_kinki_rokin.html)

## 2. 『まごころの贈り物』の特長

### 特長1 生前贈与（暦年贈与）

1. 毎年お客様が指定する生存給付金受取人に「生存給付金」をお支払いします。
  - ・生存給付金支払期間中に被保険者が生存されている場合、指定する生存給付金受取人へお支払いします。
2. 暦年贈与に関する一部書類について、お客様による作成が不要となります。
  - ・贈与取引の記録を残すための「贈与契約書」の作成が不要です。
  - ・贈与を受ける方の預金口座に太陽生命が振込み、「お支払通知」（贈与の記録）を太陽生命が発行します。
  - ・生命保険の仕組みを活用することから定期贈与<sup>(※)</sup>には該当しません。  
(※) 定期贈与とは、まとまった金額を一定期間にわたり、分割して贈与するという約束のもとに行われる贈与を指します。

### 特長2 相続準備

- 一生涯の死亡保障が準備できます。
- ・生存給付金支払期間中は未払分の生存給付金と終身保険部分の死亡保険金を合わせてお支払いします。
  - ・「支払済の生存給付金＋死亡保険金」は一時払保険料を下回ることはありません。
  - ・死亡保険金は相続税の対象となり、法定相続人が取得した場合は死亡保険金の非課税枠を活用することができます。

「まごころの贈り物」の詳細についてはこちらをご参照ください。

[https://www.taiyo-seimei.co.jp/lineup/banking/gift\\_insurance/kinki\\_rokin.html](https://www.taiyo-seimei.co.jp/lineup/banking/gift_insurance/kinki_rokin.html)

太陽生命は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えすべく、お取扱い商品・サービスの充実に努めてまいります。

このニュースリリースは商品の概要を説明したもので、保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては、「特に重要なお知らせ（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」等をご覧ください。

以 上